

2026春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

◎構成組織方針

構成組織名	印刷労連
方針決定日	2026年1月16日(金)
要求提出日	2026年2月12日(木)
回答指定日	2026年3月18日(水)

要求項目	要求内容
I. 基本的な考え方	<p>印刷労連の2026春季生活闘争は引き続き「日本経済の好循環と企業の成長を確実なものにしよう！」をスローガンに取り組んでいく。そのためには、産別としての果たすべき役割を考え、「賃上げ」「一時金」「労働諸条件改善」の3本柱に加えて、労働環境の整備を求める「総合労働・生活改善闘争」と位置付けていく。</p> <p>春季生活闘争の取り組みの原点は、すべての組合員が自分の働きの価値に見合った配分を受けることにある。適正な分配は自己を高め、さらなる成長を促すことになり、企業の持続的な繁栄にも繋がっていく。さらなる充実した生活を求めていくことも重要である。その点からもGDPの約6割を占める個人消費を維持・拡大していくことを認識しながら取り組んでいく。</p> <p>また、持続的な印刷関連産業を目指し活性化を継続しながら、さらに魅力ある産業に育てるためのけん引役として、印刷労連の全構成組織が要求提出していくことで、春季生活闘争に参画し、団結と闘い抜いていく意思を共有していきたい。</p> <p>(1)【賃上げ】は、連合2026春季生活闘争方針に則り、将来にわたり人財を確保・定着させ、わが国全体の生産性を高めていくために重要である「人への投資」を念頭におきながら定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を確保した上で「底上げ」「底支え」「格差是正」について、賃金水準の絶対値にこだわった内容とする。具体的には印刷労連「賃金政策」に示した「目標すべき賃金水準」に照らし合わせ、構成組織毎に目標水準を設定し要求する。また、「企業内最低賃金」の観点から18歳高卒初任給要求に取り組む。</p> <p>(2)【一時金】は、「年間収入」「生活給的要素」「業績配分」のバランスを考慮した内容とする。</p> <p>(3)【労働諸条件改善】は、連合2026春季生活闘争方針に則り、「すべての労働者の立場に立った働き方の改善」を図り、「人財の確保・定着」と「人財育成」に向けた職場の基盤整備を重要視しなければならない。したがって、豊かな生活時間とあるべき労働時間の確保、すべての労働者の雇用安定、均等・均衡待遇実現、人財育成と教育訓練の充実等、「すべての労働者の立場に立った働き方」の改善に向けて総体的な「労働環境の整備」全般に取り組む。</p>
II. 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、適切な価格転嫁・適正取引 ・賃金水準闘争を強化していくための取り組み ・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化 ・集団的労使関係の輪を広げる取り組み <p>別途、経営者団体および推薦議員への要望を含めて取り組む。</p>
III-1.賃金要求	
■月例賃金	<p>○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」</p> <p>印刷産業全体の「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、賃上げがあたりまえの社会実現に向けて取り組む。すべての働く人の生活を継続的に向上させるマクロの観点から、賃上げ(ベースアップ)分は3%以上を基準とし、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上とする。</p> <p>賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、格差是正分1%以上をえた18,000円以上・6%以上を目安とする。なお、この要求目標は、連合加盟組合平均賃金水準(約30万円)の6%以上に相当する金額であり、18,000円以上の内訳は賃金カーブ維持分4,500円+格差是正含む賃上げ分13,500円以上となる。</p>

○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	<p>昇給のしくみや制度がない組織について</p> <p>①賃金カーブを維持することは、労働力の価値の保障により勤労意欲を維持すると いう役割を果たすと同時に、生活水準保障でもあり、定昇制度や昇給のしくみ等「昇給ルール」がない組織は、人事処遇・賃金制度の確立を視野に入れ、労使での検討委員会等の設置を申し入れ、昇給ルールの確立に取り組む。</p> <p>②定期昇給相当分は各構成組織において算出するが、算出困難な構成組織は、2025年度労働諸条件調査における18~35歳の1歳間格差が5,271円(前年比+237円)であるため、5,300円を定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)として設定する。</p>
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	<p>すべての構成組織は月例賃金にこだわり、賃金の引き上げを目指す。</p> <p>要求の組み立ては、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を確保した上で、2025年労働条件調査結果による年齢別基本賃金四分位表を用いて、最低到達水準(第1四分位水準)をクリアし、到達目標水準(中位・第3四分位水準)を目指す。</p> <p>具体的な目標水準として30歳(第1四分位:250,190円／中位:265,025円／第3四分位:289,097円)、35歳(第1四分位:270,350円／中位:303,482円／第3四分位:309,967円)とする。</p> <p>なお、自組織の賃金水準や賃金カーブを精査し、ゆがみや格差の有無等を確認した上で、要求に組み込んでいく。</p>
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	<p>①図ニマム基準(企業内最低賃金)として、18歳の第1四分位197,750円を全ての年齢において上回る水準を目指して取り組む。</p>
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	<p>女性の昇進・昇格の遅れ、仕事の配置や配分が男女で異なることなど、男女間格差の実態について点検を行い、積極的な差別是正措置(ポジティブ・アクション)により改善をはかる。</p>
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	<p>18歳高卒初任給要求は、2025年度労働諸条件調査における1,000人以上の構成組織を中心とした主要組合※による平均初任賃金が203,600円(前年比+13,700円)となっており、3%分を加えた209,800円とする。なお、既に上回っている組織は現行の初任賃金に3%分を加えて要求する。</p>
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	<p>「年間収入」「生活給的要素」「業績配分」のバランスを考慮して、年間4.0カ月を基準とするか、「消費拡大」や「業績配分」を鑑み、さらなる上積みを目指す。なお、季別での要求の場合は、それぞれ2.0カ月を基準とする。</p>

III-2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

■「豊かな生活時間の確保」と「あるべき労働時間の実現」の取り組み ・休日増・勤務間インターバル制度導入 ・年休取得促進など	①年次有給休暇の100%取得に向けた取り組み(計画的付与の導入など) ②休日・深夜労働の抑制(抑制に向けた労使協議など)、年間休日増加などの取り組み ③労働からの解放の保障(勤務間インターバル制度の導入、いわゆる「つながらない権利」を意識した就業時間外の連絡ルール整備など)
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	<p>【有期雇用労働者に関する取り組み】</p> <p>①無期転換ルールの周知徹底や、労働条件明示ルール(更新上限の有無・内容、無期転換申込機会および転換後の労働条件の明示義務化など)を確認する。</p> <p>②無期転換の回避を目的とした安易な雇止めなどが生じていないかの確認とともに、通常期間5年経過前の無期転換や、正社員転換の促進を進める。</p> <p>【派遣労働者に関する取り組み】</p> <p>①派遣労働者について、職場への受入れに関するルール(手続き、受入れ人数、受入れ期間、期間制限到来時の対応など)の協約化・ルール化をはかる。</p> <p>②直接雇用を積極的に受入れるよう事業主に働きかけを行う。</p>
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	<p>①正規雇用労働者と有期・短時間で働く者の労働条件・待遇差を確認する。</p> <p>②(待遇差がある場合)賃金・一時金や各種手当等、個々の労働条件・待遇ごとに、その目的・性質に照らして正規雇用労働者との待遇差が不合理となっていないかを確認する。</p> <p>③(不合理な差がある場合)待遇差の是正に向け、労使協議を実施する。その際、有期・短時間労働者の組合加入を進め、その声を踏まえて対応する。</p> <p>④有期・短時間労働者からの求めの有無にかかわらず、当該者に対してフルタイム労働者との待遇差の説明が行われるようルール化する。</p>
■人材育成と教育訓練の充実	<p>教育訓練は、労働者の技術・技能の向上やキャリア形成に資することはもちろん、企業の持続的な発展にも資する重要な取り組みであり、企業が主体的に推進すべきものであるが、その内容等については、事前に労使で協議を行つものとする。特に、非正規雇用で働く者や障がいを持つ者の雇用安定や待遇改善に向けては、能力開発をはじめとする人材育成・教育訓練の充実が欠かせないことを踏まえ、取り組みを推進する。</p> <p>また、職場を取り巻く様々な状況を踏まえ、人材育成方針の明確化や、教育訓練機会の確保・充実、教育訓練時間の確保、教育訓練休暇制度の創設など、教育訓練を受けやすい環境整備、習得した能力を発揮する機会の確保を行う。あわせて、労働者が能力を発揮し活躍し続けるためにも、教育訓練による能力向上が適切に評価され、待遇改善につながるよう一体的に取り組む。</p> <p>取り組みにあたっては、各種助成金の活用も含め、雇用形態にかかわらず、広く「人への投資」につながるよう労使で十分に協議する。</p>
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	<p>①60歳～65歳までの雇用確保のあり方 ・65歳までの雇用確保は、希望者全員が安定雇用で働き続けることができ、雇用と年金の接続を確実に行う観点から、定年引き上げを基軸に取り組む。</p> <p>・なお、継続雇用制度の場合であっても、実質的に定年引き上げと同様の効果が得られるよう、65歳までの雇用が確実に継続する制度となるよう取り組む。あわせて、将来的な65歳への定年年齢の引き上げに向けた検討を行う。</p> <p>②65歳以降の雇用(就労)確保のあり方 ・65歳以降の就労希望者に対する雇用・就労機会の提供については、原則として、希望者全員が「雇用されて就労」できるように取り組む。</p> <p>・高齢期においては、労働者の体力・健康状態その他の本人を取り巻く環境がより多様となるため、個々の労働者の意思が反映されるよう、働き方の選択肢を整備する。</p> <p>③高齢期における待遇のあり方 ・年齢にかかわりなく高いモチベーションを持って働くことができるよう、働きの価値にふさわしい待遇を確立する。</p> <p>・「同一労働同一賃金」の法規定対応を確実に実施する(通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降の短時間(パート)・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正)。</p>
■職場における安全衛生対策の推進に関する取り組み	<p>217回通常国会において、改正労働安全衛生法が成立したことなどを踏まえ、誰もが安心して働き続けることができる職場環境の実現に向け、以下に取り組む。</p> <p>①高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施が事業者の努力義務とされたことを踏まえ、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備等の導入や、高年齢労働者の特性を考慮した作業の管理など、厚生労働省「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」にもとづいた対策の充実を求める。</p> <p>②各事業場の実情を踏まえたストレスチェック制度につながるよう、集団分析や職場環境改善を含む実施方法や実施体制について、定期的な見直しを行う。また、ストレスチェック制度未導入の50人未満の事業場においては、法施行を待つことなく、制度構築に向け必要な検討を進める。</p> <p>③職場における熱中症対策の義務化を踏まえ、熱中症重篤化防止のための報告体制や必要な措置の実施手順について、関係労働者に対する周知徹底とともに、作業環境整備や、労働者の健康状態の把握など、「熱中症基本対策要綱」を参考に熱中症対策の強化を求める。</p>
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	<p>①テレワークは、重要な労働条件である「勤務場所の変更」にあたるため、「テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み方針」の「具体的な取り組みのポイント」を参考に実施の目的、対象者、実施の手続き、労働諸条件の変更事項などについて労使協議を行い、労使協定を締結した上で就業規則に規定する。その際、情報セキュリティ対策や費用負担のルールなどについても規定する。なお、テレワークの導入・実施にあたっては、法律上禁止された差別等にあたる取り扱いをしてはならないことにも留意する。</p> <p>②テレワークに対しても労働基準関係法令が適用されるため、深夜労働の抑制も含め、適切な労働時間管理を軸とする長時間労働の未然防止策と作業環境管理や健康管理を適切に行うための方策をあらかじめ労使で検討する。</p> <p>③テレワークの運用にあたっては、定期的な社内モニタリング調査や国のガイドラインの見直しなども踏まえ、適宜・適切に労使協議で必要な改善を行ふ。</p>

■障がい者雇用に関する取り組み	<p>①障害者雇用促進法にもとづく法定雇用率が、2026年7月から2.7%(国・地方自治体3.0%、教育委員会2.9%)に引き上げられることを踏まえ、障がい者が安心して働き続けることができるよう、障害者雇用率の達成とともに、各種助成金等の活用を含め、職場における障がい者の個別性に配慮した雇用環境の整備に取り組む。</p> <p>②事業主の責務である「障がい者であることを理由とした不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供義務」、「相談体制の整備・苦情処理および紛争解決の援助」について、労働協約・就業規則のチェックや見直しに取り組む。</p> <p>③ICT等を活用した在宅勤務や短時間勤務など、障がい特性等に配慮した働き方の選択肢を増やし、就労拡充・職域拡大をはかる。</p> <p>④雇用の安定やキャリア形成の促進をはかることを目的に、能力開発の機会を確保するよう取り組む。</p>
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	<p>①長期にわたる治療が必要な疾病などを抱える労働者からの申出があった場合に円滑な対応ができるよう、相談窓口の明確化をはかるとともに、休暇・休業制度などについて、労働協約・就業規則など諸規程の整備を進める。</p> <p>②疾病などを抱える労働者のプライバシーに配慮しつつ、当該事業場の上司や同僚に対して、治療と仕事の両立支援についての理解を促進するための研修を実施するとともに、周知徹底をはかる。</p>
III-3. ジェンダー平等・多様性の推進	<p>・女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進</p> <p>多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、やりがいを持って、ともに働き続けられる、ハラスメントのない職場を実現するため、格差を是正するとともに、あらゆるハラスメント対策を進める。</p> <p>加えて、男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、男性も含めたすべての労働者の労働時間の短縮や仕事と育児・介護等の両立支援制度を利用できる環境整備に向けて、取り組みを進める。</p> <p>1)あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み</p> <p>①労働施策総合推進法をはじめとする改正法の施行を見据え、改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法で定めるハラスメント対策強化の法改正の内容が、労働協約・就業規則などの規定に反映されるよう、連合の方針にもとづき、事業主が雇用管理上講ずべき措置(防止措置)や配慮(望ましい取り組み)について労使協議を行う。</p> <p>②今後更新予定の「連合のハラスメント対策ガイドライン」にもとづき、法違反がないかなどの点検活動を行う。</p> <p>③同性間セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントも含めたセクシュアル・ハラスメントの防止措置の実効性が担保されているか検証する。</p> <p>④マタニティ・ハラスメントやバタニティ・ハラスメント、ケア(育児・介護)・ハラスメントの防止措置の実効性が担保されているか検証する。</p> <p>⑤パワー・ハラスメントを含めて、あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組みを事業主に働きかける。</p> <p>⑥性的指向・性自認(SOGI)に関する差別の禁止、望まぬ暴露であるいわゆるアウティングならびにカミングアウトの強制の防止をはじめとするハラスメント対策やプライバシー保護に取り組むとともに、「連合のガイドライン(性的指向・性自認(SOGI)に関する差別の禁止)」を活用して就業環境の改善などを進める。あわせて、差別撤廃の観点から、同性パートナーに対する生活関連手当の支給をはじめとする福利厚生の適用を求める。</p> <p>⑦各ハラスメントの対策指針が定める雇用管理上の措置(防止措置)がすべて実施されているか点検するとともに、とりわけハラスメント行為者に対する厳正な対処が行われるよう、諸規定を検証する。</p> <p>⑧ドメスティック・バイオレンスや性暴力による被害者を対象とした、相談支援機関との連携強化を含めた職場の相談体制の整備や休暇制度の創設など、職場における支援のための環境整備を進める。</p>
III-4. 集団的労使関係の強化・構築と組織拡大の取り組み	
・組織拡大の取り組み ・「労働協約」(「労働協約」に代わる覚書や組合規約など)の組合員範囲の見直しなど	
III-5. 「ビジネスと人権」に関する取り組み	

・ビジネスと人権に関する取り組み方針の策定、教育・研修の実施など	労働組合は企業活動における特別なステークホルダーであり、ビジネスと人権について、積極的に取り組む責任がある。連合加盟のすべての労働組合は、連合の考え方を活用するなどして、企業規模・業種・海外取引の有無にかかわらず、それぞれの現場で通年の取り組みを進めていく。 ①労働組合として対応すべき自社に関する人権課題などを検証・確認しつつ、実情に応じてビジネスと人権に関する取り組み方針を策定する。 ②企業に対し、自社の人権方針、国連指導原則をはじめとする国際規範、取引先の対応などについてのビジネスと人権に関する教育・研修の実施を求める。 ③ビジネスと人権を扱う労使協議機会の確保に努める。具体的には、既存の労使協議の場で扱うことや、必要に応じて委員会や協議機関の設置を求める。 ④企業に対し、人権尊重に関する方針を策定することを働きかける。方針が既にある場合でも、国連指導原則や最新の状況に即した内容であるかを確認し、必要に応じて改定を求める。 ⑤労使協議などの場を通じ、企業が人権デュー・ディリジェンスの実効ある取り組みを実施するよう働きかける。 ⑥自社だけでなくサプライチェーン全体の労働者も含めたステークホルダーが利用できる相談窓口の設置など、苦情処理メカニズムの構築を働きかける。 ⑦企業に対し、一連の人権デュー・ディリジェンスの取り組みの検証と情報公開を求める。
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	